5.362B
付加分配：1559―1610MHzの周波数帯は、アルジェリア、サウジアラビア、カメルーン、ヨルダン、マリ、モーリタニア、シリア及びチュニジアでは、2010年１月１日まで、一次的基礎で固定業務にも分配する。この期限の後、固定業務は、この分配が効力を失う2015年１月１日まで、二次的基礎で運用を継続してもよい。1559―1610MHzの周波数帯は、アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、ロシア、ガボン、グルジア、ギニア、ギニアビサウ、カザフスタン、リトアニア、ナイジェリア、ウズベキスタン、パキスタン、ポーランド、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、セネガル、タジキスタン、タンザニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、この分配が効力を失う2015年１月１日まで、二次的基礎で固定業務にも分配される。主管庁は、無線航行衛星業務及び航空無線航行業務を保護するあらゆる実行可能な措置を執り、この周波数帯における固定業務システムへの新たな割当てを認めないよう要請される。
5.362C
付加分配：1559―1610MHzの周波数帯は、コンゴ共和国、エリトリア、イラク、イスラエル、ヨルダン、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、この分配が効力を失う2015年１月１日まで、二次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、無線航行衛星業務を保護するあらゆる実行可能な措置を執り、この周波数帯における固定業務システムへの新たな割当てを認めないよう要請される。
5.363（未使用）
5.364
移動衛星業務（地球から宇宙）及び無線測位衛星業務（地球から宇宙）による1610―1626.5MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号による調整を行うことを条件とする。この周波数帯においていずれかの業務により運用する移動地球局は、影響を受ける主管庁の同意を得ない限り、無線通信規則第5.366号の規定に従って運用しているシステム（無線通信規則第4.10号が適用されるシステム）に使用される周波数帯の一部で、－15dBW/４kHzを超える最大等価等方輻射電力による電力密度を生じることはできない。そのようなシステムが運用されていない周波数帯においては、移動地球局の平均の等価等方輻射電力による電力密度は－３dBW/４kHzの値を超えてはならない。移動衛星業務の局は航空無線航行業務の局、無線通信規則第5.366号の規定に従って運用している局及び無線通信規則第5.359号の規定に従って運用している固定業務の局に対して、これらの局からの保護を要求してはならない。移動衛星網の調整に責任を持つ主管庁は、無線通信規則第5.366号の規定に従って運用している局の保護を確保するため、全ての実行可能な努力を行わなければならない。
5.365
移動衛星業務（宇宙から地球）による1613.8―1626.5MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整を行うことを条件とする。
5.366
1610―1626.5MHzの周波数帯は、航空機上の航行援助電子装置及び直接これに関係する地上又は衛星上の設備の使用及び発達のために世界的基礎で保留する。この衛星の使用は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。
5.367
付加分配：1610―1626.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空移動衛星（R）業務にも無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件に分配する。
5.368
1610―1626.5MHzの周波数帯では、無線測位衛星及び移動衛星業務の局は、航空無線航行衛星業務を除いて無線通信規則第4.10号の規定は適用しない。
5.369
業務の種類の地域差：アンゴラ、オーストラリア、中華人民共和国、エリトリア、エチオピア、インド、イラン、イスラエル、レバノン、リベリア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、シリア、コンゴ民主共和国、スーダン、南スーダン、トーゴ及びザンビアでは、無線測位衛星業務（地球から宇宙）に対する1610―1626.5MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9.21号の規定に従って、この規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。
5.370
業務の種類の地域差：ベネズエラでは、無線測位衛星業務（地球から宇宙）に対する1610―1626.5MHzの周波数帯の分配は、二次的基礎とする。
5.371
付加分配：第一地域では、1610―1626.5MHz（地球から宇宙）の周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務にも無線通信規則第9.21号による同意を得ることを条件に分配する。
5.372
無線測位衛星業務及び移動衛星業務の局は、1610.6―1613.8MHzの周波数帯を使用する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない（無線通信規則第29.13号参照）。
5.373（未使用）
5.373A（未使用）
5.374
1631.5―1634.5MHz及び1656.5―1660MHzの周波数帯で運用する移動衛星業務の移動地球局は、無線通信規則第5.359号に掲げる国で運用する固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。
5.375
移動衛星業務（地球から宇宙）及び衛星間の回線による1645.5―1646.5MHzの周波数帯の使用は、遭難及び安全に関する通信に限る（無線通信規則第31条参照）。
5.376
1646.5―1656.5MHzの周波数帯における航空移動（R）業務の航空機局から直接地上の航空局へ又は航空機局相互間の伝送は、航空機から衛星への回線の延長又は補完のために使用される場合には許される。
5.376A
1660.0―1660.5MHzの周波数帯で運用する移動地球局は、電波天文業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。
5.377（未使用）
5.378（未使用）
5.379
付加分配：バングラデシュ、インド、インドネシア、ナイジェリア及びパキスタンでは、1660.5―1668.4MHzの周波数帯は、二次的基礎で気象援助業務にも分配する。
5.379A
主管庁は、可能な限り特に1664.4―1668.4MHzの周波数帯での気象援助業務の空中から地上への送信を回避することにより、電波天文の将来の研究のために1660.5―1668.4MHzの周波数帯であらゆる可能な保護を与えることが求められる。
5.379B
移動衛星業務による1668―1675MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号の規定に基づく調整に従うことを条件とする。1668―1668.4MHzの周波数帯においては、決議第904（ＷＢＣ―07）を適用する。
5.379C
1668―1670MHzの周波数帯における電波天文業務を保護するため、この周波数帯で運用される移動衛星業務のネットワーク内の移動地球局から生ずる総電力束密度は、国際周波数登録原簿に登録されたいかなる電波天文局においても、2000秒間の積分時間の２％以上で、10MHzの周波数帯域幅において－181dB（W／㎡）及び任意の20kHzの周波数帯域幅において－194dB（W／㎡）を超えてはならない。